

戦時下の朝鮮人炭鉱労働の実態

市原, 博
北海学園大学経済学部

<https://doi.org/10.15017/13753>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 15, pp.99-114, 1991-12-25. 九州大学石炭研究資料
センター
バージョン :
権利関係 :

戦時下の朝鮮人炭鉱労働の実態

市原博

はじめに

戦時期の日本の炭鉱労働力編成を特徴づけたのは、大量の朝鮮人労働者の導入と著しいダイリユーションの進行であった。本稿は部分的に残存する会社資料の紹介を通じて、戦時期の石炭生産を支えた朝鮮人労働者の炭鉱労働の一端を明らかにしようとするものである。このテーマに関しては、すでに多くの著作がものされている。それらの大部分は当業者からの聴き取りに基づくものである。これらの著作を通じて戦時期の朝鮮人の強制連行・炭鉱労働の実態の解明が進んで来たことは事実である。しかし、たとえば、日本人関係者と朝鮮人当事者の証言内容に食い違いがみられるなど、事実を確定する上で聴き取りという方法がかかえ込まざるをえない困難も明らかになって来ている。残存している会社資料の発掘・分析を通して、朝鮮人に対する労務管理の実態、そして朝鮮人労働者たちの労働・生活の内容を明らかにしていくことが求められているといえよう。本稿は、そうした作業の一環となることを目指している。

本稿で紹介するのは、住友鉱業歌志内礦業部の朝鮮人労働者関係資

料である。

(1) 募集

一九三九年に朝鮮人の集団募集が認められると、住友鉱業歌志内礦業部でも朝鮮人労働者の本格的な導入が図られるようになり、朝鮮に係員を派遣して募集に従事させるようになった。その募集活動の実態は、『半島礦員募集関係書類』（一九四〇年）に生々しく示されている。これは、朝鮮現地での募集従事者と山元の課長との間の往復文書類を綴ったものであり、資料的価値のきわめて高いものであるが、すでに小沢有作編『近代民衆の記録10、在日朝鮮人』（一九七八年、新人物往来社）に収録されているのでここでは取り上げない。ただ、朝鮮での募集が複雑な許認可事務を伴ったこと、募集と言いつながらそれが朝鮮現地の行政機構に全面的に依存したものであったこと、そのため現地の官吏に対する多額の工作資金が必要だったことがこの資料に明白に示されていることだけ指摘しておきたい。なお、現地官吏への工作に係って、住友鉱業忠隈礦業部から歌志内礦業部へあてた一九四〇年七月二七日付の次のような文書が残っている。

「去ル七月八日朝鮮出張中ノ貴部武岡勞務係員、三井山野大和勞務係員、弊部宮下勞務係員三者共同ニテ慶尚北道社会課勞務担任佐々木属地方課大塚書記（元社会課勞務担任）ト事務打合せノ際会食シタル費用別紙領収証写ノ通り相要居候処之方貴部負担額本店經由附替候間右御案内旁々得貴意候也

記

金參拾四円七拾八錢也

但貴部負担額

記

一金百四円參拾參錢也

内訳

一金參拾円也

御料理

一金貳拾五円五拾錢也

御酒

一金參円也

ビール

一金九拾錢也

サイダー

一金六拾錢也

タバコ

一金七円八拾錢也

扇太郎

一金七円八拾錢也

玉栄

一金七円八拾錢也

玉若

一金七円貳錢也

花代税

一金八円九拾壹錢也

飲食税

一金五円也

サービス代

メ百四円參拾參錢也

右之通り領収候也

七月十二日

大邱府松上町

よし乃⁽²⁾

現地官吏に対する饗応の一端を窺い知ることができよう。

初期の募集に応じた朝鮮人の性格は、一九四〇年八月一五日付の「移住朝鮮人労働者ニ関スル調査概要」⁽³⁾から知ることができる。その朝鮮人労働者の性格に関する部分は次のとおりである。

「1 移住労働者ノ総数（七月末日現在）

五〇一名

2 出身地ノ別		摘要
立身地別	人員	
全羅南道	五〇一名	潭陽郡二五〇名 咸平郡二五一名

3 年齢ノ構成

年齢	人員	総人員ニ対スル割合
二十才未満	一五名	二、九九%
二十才以上	一四七	二九、三四
二十五才未満	一六〇	三一、三八
二十五才以上	一〇一	二〇、一六
三十才未満	四一	八、〇六
三十才以上	三七	七、二三
三十五才未満	五〇一	一〇〇
三十五才以上		
四十才未満		
四十才以上		
合計		

4 妻帯及独身ノ割合

妻帯者 三三五名 六四、八七％
 独身者 一七六名 三五、〇四％

5 教育ノ程度

教育ノ程度	人員	総人員ニ対スル割合
中等学校卒業程度	一名	、二〇％
小学校卒業程度	四七	九、二二
小学校中途退学	一四	二、七三
文盲者	四三九	八七、六二
合計	五〇一	

6 国語(日用語) 解否ノ割合

国語解否ノ程度	人員	総人員ニ対スル割合
国語(日用ご)ニ精通スル者	二二名	四、一二％
” ヲ稍解スル者	二二五	四二、一六
” ヲ全ク解セザル者	二六五	五二、一四
合計	五〇一	

ここに明らかな如く、初期の募集に応じたのは、主に二〇才から三五才までの最も体力のある年頃の者で教育を受けた経験がなく、日本語もほとんど話せないような人々だったのであり、しかも比較的妻帯者が多かったのである。彼らはほとんど全員が農民であった。潭陽郡出身の一五〇名を記載した「朝鮮人労働者名簿」と、咸平郡出身の一一名を記載した「上歌第三次半島礦員名簿」が残されているが、前者では、自転車修繕業一名、日稼一名を除く一四八名が前職農業とされており、後

者では、日稼四名以外は全員が前職農業と記されているのである。

(2) 朝鮮人労働者に対する会社側の対応

多数の朝鮮人労働者の使役を前にして、会社側は様々な労務問題の発生を予想し、その管理方法の検討を行った。上歌志内炭礦の労務担当者村井一良あて一九三九年二月一日付「半島人取扱方懸案事項」⁽⁵⁾は、会社側の関心の所在の一端を明らかにしている。ここでは次の事項を懸案事項として考究するよう求めていた。

「一、一般的事項

A、家族呼寄ノコト

三ヶ月ノ訓練期間ヲ経過スレバ家族ヲ呼寄セルコトニナツテ居ルガ当局ノ方針デハ妻ハ呼寄セルモ父、母、子ハ現在朝鮮ニ於テ本人稼働中ノモノ及扶養者ノアルモノハ呼寄セヌコトニナツテ居ル

(中略)

懸案

- (1) 鉱員社宅ハ間ニ合フカドウカ
- (2) 家庭用品ハ間ニ合フカドウカ
- (3) 家族ノ輸送ハ海陸何レトスルカ
- (4) 家族ノ旅費ハ支給スルヤ本人負担トスルカ
- (5) 内鮮雑居トシテ部落内ニ適宜分散スルカ

右諸問題ハ他社トノ権衡モアルノデ何レ大体ノ方針ハ決定スルダロウガ

差当リ仮令所定訓練期間ガ済ンデモ丁度嚴寒ノ季期デモアルタメ来住スル家族ガ慣レヌ土地ニ来テ然モ激甚ナ氣候ノ変化ニ甚ヘ得ナ

イダロウカラ今暫ク辛棒シテ来春融雪シテカラガ良イノデハナイカト考ヘラレル

B、賃金補償ノコト

募集条件ニハ「坑内夫丁年以上ノモノニ二円以上」トアルノデ訓練期間中ハ特別ニ二円ヲ補償シタ

懸案

(1) 訓練期間ヲ過ギテモ二円〇〇ヲ補償スルカドウカ

(2) 右期間後ハ純然タル請負トシテ補償ナシトスルヤ

大体ハ訓練期間三ヶ月モ経過シ普通ニ就労スレバ特別ノ事情ノナイ限り右金額以上トナル筈デアルカラ先ヅ心配ナイノデハナイカ但シ特殊事情ノモノガアレバ箇々ニ考ヘネバナナルマイト思フ内地人デモ募集ニハ二円内外ト唱ツテアルガ大体二円以上ノ見当ニハナツテ居ルノデ建前トシテ内地人ト差別セヌヤウトノコトデアルカラ先ズ普通ニ取扱ツテ良イカト思ハレル

C、朝鮮料理屋ノコト

訓練期間中デアルカラ皆辛棒シテヨルガ同期間終了后モ暫クハ家族ガ呼ベヌトナラバ本件ヲ考ヘネバナラヌノデハナイカ

大体其筋デハ許可方針デアル

懸案

(1) 此ノ方面ニツキ現場又ハ寮ニ於テ注目スベキ話ヲ聞知セラレザリシヤ

(2) 具体的方法ニツキ御考ヘナキヤ

二、班長に關スル事項

班長制度ハ輸送途中及訓練期間中ニ於テ必要ヲ感ジ暫定的ニ設ケタ

制度デアツテ一般ガ内地ニ同化シタナラ不必要ナルモノデアアル処ガ此度来鉦ノ班長ハ朝鮮デ所謂什長デアツタモノガ多イノデ兎角稼働ニハ不適當デアル

元来什長制度ハ朝鮮デハ一種ノ社会的階級化シタ慣行ガアツテ労働者ハ子供ノ時カラ労働ニ従事シ労働者トシテ生立ツノデアツテ什長トカ「ヤンパン」トカ称スル階級ハ全然稼働スルノデナク労働者ヲ監督使役スル智識階級デアル又普通ニコノ什長トカ「ヤンパン」ニハ労働者ハ充分服従シテヨル

今度ノ募集ニハ稼働者ノミヲ募集スル積リデアツタガ期間ガ短日時デアツタ關係モアリ内地語ヲ解スル者ヲ必要トシタ為メニ不止得什長級ノモノガ混入シテ来タ訳デアツテ現在迄ハ当方ノ慣行上是非共彼等モ稼働セネバナラヌト言ヒ聞セテ納得ノ上就労シテヨル次第デアルガ何レハ礦員トシテ立チ得ナイモノガ出来ルダロウ

懸案

(1) 近キ将来ヲ見透シテ之等班長ヲ如何ニ取扱フカ

(2) 班長ヲ罷メサセタ時班長手当ヲ如何ニ措置スベキカ

三、其他ノ事項

半島人ニ關スル問題デ何事デモオ氣付ノ点委細御照会相成度

この書類には、Aの懸案(2)に対して「ストープ類」、同(3)に対して「陸ヲ好ム」同(4)に対して「支給止ムナカルベシ」、同(5)に対して「分散」、Bの懸案(2)に対して「良」、Cの懸案(2)に対して「前以テ現地交渉ノ上、引率」と手書きで書き加えられている。前述のように妻帯者が多数なのを反映して家族呼寄に伴う経費負担やその受入態勢の問題、募集の際に雇用条件として示した賃金額と実際の賃金支給との食い違いの

問題、さらに朝鮮人労働者の性欲の処理や引率の際利用した「ヤンパン」たちの取扱方法が検討されたのである。末尾にあるように、この他にも多くの事項が検討を加えられたものと思われる。

来鉱した朝鮮人労働者を会社側がどのように取り扱ったかを知ることができるまとまった資料としては、一九四〇年八月一五日付の「移住朝鮮人労働者ニ関スル調査概要」と、同月二五日付の「半島人労働者ノ指導訓育調査」がある。後者は、日本鉱山協会資料第七十八輯『半島人労働者ニ関スル調査報告』（一九四〇年）に掲載されている歌志内炭礦の箇所と同文なので、ここでは前者を中心に、若干の断片的な資料をまじえながらみていくことにしたい。

一九三九年に集団募集が開始され、一九四〇年二月末までに歌志内炭業部は五九六名の朝鮮人を雇い入れ、その内一四名に逃走されていた。⁽⁷⁾前掲のように、同年七月末に在籍した朝鮮人労働者は五〇一名であり、

内鮮別取得賃金一日当

内鮮別取得賃金一月当	
内鮮別	半島人
最高	五、九九
最低	〇、六二
平均	二、三〇
内鮮別	内地人
最高	六、八七
最低	一、〇〇
平均	三、四〇
内鮮人	半島人
最高	一三〇、〇〇
最低	一五、三一
合計	五二、五六
内鮮人	内地人
最高	二〇二、〇〇
最低	一六、三六
合計	七五、〇〇

一九四〇年度の募集応募者の着山はこのあとだったので、この五カ月間に八一人、全体の約一四％が失われたことになる。彼らが受け取った賃金額は上表のようなものであった。雇用条件に示された一日二円以上という基準は平均額では満たされているが、おそらくは能率の差を反映して賃金額にかなりのばらつきがあり、一日二円以下の賃金しか受け取れなかった人々がかなりいたこと、日本人鉱夫の賃金に対比すると一日当りでも一月当りでも平均三割程度少なかったことが分かる。日本人鉱夫との間のこの賃金格差を民族差別を反映したものと簡単に考えてはならない。朝鮮人労働者の「稼働ノ状況」として次のような記述がある。

「半島人礦員ハ入坑率（平均八十九％、内地人平均八十％）ト健康状態頗ル良好ナルトニ鑑ミ坑内稼働者トシテハ最適ナルモノト思考セラレ得ルモ稼働率ハ言語ノ通ゼザル為メト技能ノ未熟ナル為メニ内地人ト比較スルニ目下内地人一ニ対シテ〇、七ナル比率ヲ示セリ」

前掲のように訓練期間終了後賃金は専ら「請負」形式で能率により決定されたので、前述の賃金格差は右の能率格差を正確に反映したものだたと考えることもできるからである。⁽⁸⁾賃金面での差別の有無についてはより慎重な考察が必要であろう。⁽⁹⁾なお、一カ月平均取得賃金額を一日当平均賃金で割ると、朝鮮人は約二三三分、日本人は約二二二分となる。これは朝鮮人の方が若干入坑率がよいという右の記述を裏づけるものである。

右の賃金のかんりの部分は、次のように貯金もしくは送金させられた。「貯金及送金ニ対シテハ極力之ヲ督励シ特ニ扶養家族ヲ有スル者ニ対シテハ出来得ル限リ送金セシム、貯金ハ規約貯金トシテ収入（稼賃金、臨時手当、勤労手当）ノ五％ヲ毎月差引クコトヲ原則トシ尚余裕ノア

ル者ニハ奨励シテ貯金セシム送金ハ寮長ニテ取纏メ為替ニテ現地ニ発送ス現在マデニ於テ貯金高ハ月額最高百円最低一円ニシテ送金ハ月額最高百円最低五円ナリ」¹⁰⁾

右の叙述からすると、郷里への送金は、寮長が賃金中より強制的に天引きし為替にして現地の行政官吏に送っていたようである。それがはたして家族の下に間違いなく届けられたかは確認のしようがない。

来鉦した朝鮮人労働者の住宅については左のような記述がなされている。

「上歌志内礦ニ於テハ旧内地人ノ寮ヲ改造シテ宿舍ニ備ヘ一室ノ収容人員八名乃至十二名ナリ別ニ二棟（六戸建）礦員社宅ヲ改造シテ住宅ト定メ移住セシ家族ヲ収容セリ

歌志内礦ニ於テハ二階付六戸建社宅六棟ヲ改造シテ宿舍ニ当テ一室五名宛収容セリ、別ニ移住セシ家族ハ二階付六戸建社宅一棟ニ収容セリ
 新歌志内礦ニ於テハ旧礦員社宅一棟ヲ改造シテ宿舍ニ当テ一室十名宛収容セリ移住セシ家族ニ対シテハ別ニ礦員社宅一棟（六戸建）ニ収容セリ」

鉦夫社宅や独身寮を改造し、おそらく部屋を拡張して単身者を収容し、家族を呼び寄せ同居する者は鉦夫社宅にそのまま収容したことが分かる。上歌志内炭礦の朝鮮人寮（親和寮）の見取り図を見ると、寮¹¹⁾と言っても建物は一つではなく本館とその他の宿舍に分かれていたこと、そしてその周囲を柵らしきもので囲み、出入口は一カ所に限られていたことが明らかである。家族と同居していた者たちもこの柵の中に居住していたものと思われる。

	半島籍 人員 在籍人	寮長	副寮長	係員	班長
上歌	232	1	1	1	6
歌礦	249	1	1	2	5
新歌	50	1		1	2
計	531人	3人	2人	4人	13人

内地人係員一人ニツキ半島従業員59.1人

寮ノ世話方全員ニツキ24.1人¹²⁾

各礦の朝鮮人寮の役員は上の表のとおりであった。

このうち上歌志内炭礦については、一九四〇年八月六日開催の本社第一回労務連絡打合会で次のように説明されている。

「本年学校出ノ職員ト半島人ノ警察官出身一、及内地人警察官出身者一人伍長（元ノ班長）―訓練期間三十日経過后之ヲ使フ六人アリ」¹³⁾

これと前表の注記より考えると、日本人の上級職員が寮長になり、朝鮮人、日本人の警察官出身者各一名がそれぞれ副寮長、係員となつて寮長を補佐し、その下で朝鮮人労働者の中から任命された班長

（伍長）が入寮者を監督するという制度になっていたと思われる。上歌志内炭礦親和寮の「半島員現場別名簿」¹⁴⁾より作成した左表によれば、寮の各室はほぼ同郷者により占められていたことが分かる。管理上同郷者と同じ部屋にするのが有効だったのであろう。

着山した朝鮮人労働者は、最初の三カ月間は家族を呼び寄せることができず、厳しい訓練を受けさせられた。その「訓練指導案」¹⁵⁾は次のようなものであった。

室番号	出身面 (人)		
1	南面10		
2	水北9	南面1	
3	水北8	龍面2	
4	龍面5		
5	鳳山9		
6	昌平5	大徳5	水北1
7	昌平10		
8	武貞10		
9	金城11		

場指導員ニ当ツ

(ロ) 先山ノ指導員任命ニ際シテハ辞令ヲ交付シテ其ノ職責ヲ完フスル様ニ注意ヲ与フ

(ハ) 指導員トシテノ先山ハ訓練期間中訓練所ヲ屢々訪問セシメ班員ト融和親睦ヲ計ラシム

一、訓練法

(一) 訓練種類

(イ) 生活訓練 (ロ) 学科訓練 (ハ) 術科訓練 (ニ) 坑内見学
訓練、作業訓練、入坑準備訓練

(二) 各訓練法

(イ) 生活訓練

毎夜食後約一時間班長(通譯)ヲ通ジテ学科訓練訓練所内ニ於ケル起居容儀ニ関スル事項其他修養上ニ関スル話等ヲ適宜ニ行フ

「(一) 坑外訓練

一、訓練期間 一週間

一、人員編成

到着ノ日ヨリ第三

日目ノ入所式挙行

ニ先立チ坑内各区域ノ

現場別ノ人員編成ニ基

キ坑内係立合ノ上ニテ

人員編成ヲ行フ

(イ) 先山ヲ坑内区域ノ現

(寮長、労務係員其ノ指導ニ当ル)

(ロ) 学科訓練

学科ヲ分チテ左ノ如クニシ各専門係員(労務係員其ノ指導ニ当ル)指導ニ当ル

言葉ノ練習、諸規則、保安ニ関スル件、健康保険ニ関スル件、

賃金支払ニ関スル件、坑内入出坑ニ関スル諸事項、物品配給ニ

関スル事項其他

(ハ) 術科訓練

(1) 規律訓練

体操、教練ヲ以テ規律的訓練ヲ徹底セシメ専任指導員(労務

係)トシテ一名之ニ当ツ

(2) 鉱山用品取扱ヒ訓練

礦山ニ於テ直接取扱フ工具ニツイテノ説明ヲ与ヘ並ニ其ノ取扱ヒ法ヲ指導シテ訓練セシム(礦務係員一名之ニ当ツ)

(3) 作業訓練

研山、坑外現場ノ整理整頓其他礦業部内ノ適宜ナル作業ヲ行

ハシメ以テ作業ノ基本的訓練ニ熟達セシメ且ツ工具ノ使用ニ

慣レシム(労務係之ニ当ル)

(4) 入坑準備訓練

着到、捜検、安全燈受授、入坑迄ノ訓練ヲ徹底習得セシム

(安全燈係勞務係之ニ当ル)

(ニ) 坑内見学

入坑準備訓練完成後各班ヲシテ割当現場ヲ見学セシム

一、注意事項

(略)

訓練日課

午前ノ部

- (一) 起床(午前四時半)
 - (二) 朝食(同 五時)
 - (三) 更衣(作業服) 搜檢
 - (四) 体操教練(自午前七時至九時)
 - (五) 鉱山用品取扱ヒ訓練及作業(自午前九時十分至十一時半)
 - (六) 昼食(休憩)(自午前十一時半至十二時)
- 午后ノ部

- (一) 入坑準備訓練
 - (二) 坑内見学
 - (三) 点呼整列シテ帰所セシム
 - (四) 夕食
 - (五) 学科(自午后七時至八時)
 - (六) 就床(午后九時)
- (附)

雨天ノ際ノ訓練

雨天ノ際ハ体操教練(室内ニテ)学科入坑準備訓練及ヒ坑内見学其他
適當ノ処置ヲ取り訓練指導ヲ有効ナラシム

公休日

公休日ハ午前ハ室内外ノ大掃除午后ハ坑外見学、遠足又ハ修養座談会
等適宜ニ之ヲ行フ

(二) 坑内訓練

一、坑内訓練実施日

坑外訓練終了翌日より直接現場ニ於テ作業訓練ヲナス

一、現場ノ選定

訓練期間中(三ヶ月)ハ簡單ナル現場(例ヘバ掘進切羽ノ如キ)ヲ
選ビ作業訓練ニ当ラシム

一、作業制度

受負制度トシ訓練期間中ハ採炭仕繰ニハ使用セヌコトヲ原則トナス
一、人員編成

坑内各区域ノ切羽ニ分譲シ各一、二番方共先山ヲ指導員トシテ一人
当配当ス

一、山神社ニ対スル礼拝、入出坑ノ神様ニ対スル礼拝ヲ厳守セシムル
コト

一、入坑ニ先立ち先山(指導員)ハ訓練所ニ於テ己ガ班員ノ搜檢ヲ責
任ヲ以テ行ヒ後引率シテ着到場ニ至リテ全員厳重ナル搜檢ヲ受ケ然
ル後班員ト同時ニ入坑セシム尚坑内ニ於テハ臨時搜檢ヲ行フ

一、一ヶ月ニ一回礦務係長、主席、安全係全員ニテ訓練所ヲ訪レテ半
島礦員ト親シク接シテ指導ニ当ル

一、坑内各詰所ニ於テ工具ノ置場ヲ設ケ整理セシム

一、切羽附近ニ特ニ便所ヲ設ケルコト

一、坑内ニ於テハ特ニ礼儀、命令ヲ厳守セシムル様ニ指導スルコト
右の資料中に出て来る訓練所とは朝鮮人寮のことである。朝鮮人労働

者たちは到着の翌日より一週間坑外訓練を受け、作業上必要な知識や生
活指導を授けられ、また坑内見学をさせられたあと、先山の指導員の監

督の下で三カ月間坑内切羽での実習訓練を受けた。それが早朝より夕食後までびっしりと日程の組まれた厳しいものであったことが「訓練日課」よりうかがわれる。前出の上歌志内炭礦親和寮の「半島員現場別名簿」によれば、指導員一人について朝鮮人労働者は最少二人、最多五人で、平均では三・七人であり、それぞれの指導員には出身面を同じくする者がつけられる傾向があった。

この訓練に当り会社側が重視した指導上の要点は、「移住朝鮮人労働者ニ関スル調査概要」にかなり詳しく記載されている。しかしそこでの記述は「半島人労働者ノ指導訓育調査」とかなりの部分重複しているので、ここでは割愛する。興味のある方は、前掲『半島人労働者ニ関スル調査報告』を参照されたい。ただ、「精神指導」(誓詞の朗読や君が代の奉唱、訓話などを内容とする)や規律強化、会社側からみでの生活改善にそれが偏していたこと、後者には記載されていない次のような記述がなされていることだけ指摘しておきたい。

〔(ホ)物資的方面

一、物資ノ欠乏ニ伴ツテ不平不満ヲ漏ラシ是ヲ非難スルモノアリ之等ニ対シテハ其ノ基因ヲ説明シテ十分ニ理解セシメ同時ニ物資節約ニ就テ実施スルコトヲ認識セシメタリ

二、無駄排除ヲ励行シ送金又ハ貯金ヲ奨励シテ毎月ノ小遣ハ最小限度ニ止メシムル様努力シツツアリ

三、配給品ノ時間ヲ制限シテ購買店ニ係員出張シテ物品ヲ制限シテ配給シ統制ヲ取り居レリ

(ヘ)其ノ他

一、公私傷者ハ成ル可ク出稼ヲ勸メ現場ト連絡ヲ取り軽度ノ仕事ニ

従事セシメ休業ヲ極力避け居レリ

二、既起事件又ハ能率不振ニ鑑ミ其ノ基因スル処主トシテ言葉ノ通ゼザルコトニヨルモノ多キヲ以テ学科モ主トシテ国語ニ主力ヲ置キテ指導シツツアリ

三、訓練所(寮)ニ於テハ出稼統計グラフ、稼働日報、寮日誌等ノ票簿類ヲ作製シテ日々出稼統計寮員ノ状況ヲ知り以テ指導上ノ資料ニ供シ居レリ

郷里とは気候風土の全く異なる北海道の山中に移住し、慣れぬ地下労働に従事し、しかも右のような厳重な監視下で厳しい訓練を受けさせられたのであるから、彼らの中から逃亡者や何らかの口実を設けて退山しようとする者が多数出て不思議ではない。一九四〇年七月末までの人数の動向については前述したが、同年十一月十六日付の全羅南道警察部高等課係宛の報告によれば、同年十月末現在、上歌志内炭礦では移住総数二五七名の内、事故死亡三名、逃走未発見二七名、送還五名、疾病解雇八名が失われ、在籍者は二四名になっていた。しかし、この労働移動に対しては会社側は必ずしも深刻な認識を示していない。

「1逃亡及転出ノ状況

逃亡セシモノハ現在マデ三七名アリ転出セシモノハ一名モナシ

2事故帰郷ノ状況

家族ノ病氣又ハ死亡ノ理由ノタメ帰郷シ居ルモノ三六名ニ及ベリ

3内地人労働者トノ比較

内地人労働者ノ移動ハ坑内外合セテ毎月平均六十名許アルモ半島人礦員ハ移動ナシ

右の減員数については疑問があるが、労働力不足の下で移動率を向上

させた日本人と比べて移動は少ないと肯定的に評価されているのである。
2で指摘されている郷里の家族の病氣や死亡を理由とする一時帰郷は、
この時期逃亡の重要な手段であった。

逃亡者に対しては警察との連絡の下に徹しい追跡がなされた。次の文
書は、逃亡者の所在調査に要した費用を全て会社側が負担していたこと
を示している。

「上歌半島礦員逃走ニ関シ幌加内村字朱鞠内方面ノ調査連戻ノタメ親
和寮岡係員同伴調査ノ結果連戻シ能ハザルモ旅費左記ノ通り警察署ノ
規定ニヨリ支給致度此段及経伺候也

記

一金拾四円八拾銭也

内 訳(別紙請求書ノ通り)

イ旅費

汽車賃 歌志内―朱鞠内往復@¥四、六五、九〇 (但シ二等連賃ノ六割三分)

車馬賃 一里ニ付四〇銭 四里 ¥一、六〇

口日当 日当 二日分 @一円九〇 ¥三円八〇
宿泊 一夜分 @三円五〇 ¥三円五〇

計 ¥一四、八〇

期間 昭和十七年六月十三日

〃 六月十四日 二日間

連戻地 幌加内村字朱鞠内方面

受給者 上歌志内磁巡查派出所

巡查 篠原善五郎⁽⁷⁷⁾

そして、「逃亡ノ場合ニ於テハ捕ヘ来リテ后当分土工部屋ニ入レルコ
トトス⁽⁸⁸⁾」いうように、連れ戻された逃亡者は炭鉱周辺に存在した土工部
屋(いわゆる「タコ部屋」)に収容されたのである。

朝鮮人労働者の逃亡の大きな原因となったのは炭鉱の食事への不満だっ
たと通常いわれている。新歌志内礦の「半島礦員就業日報」より寮の二
週間の食事の献立を抜き出すと左のようになる。

一九四〇年	朝	昼	夕
三月二十七日(水)	馬鈴薯味噌汁 漬物	福神漬 漬物	ホッキ煮付、大根味噌汁 漬物
二八日(木)	大根味噌汁 漬物	福神漬	カレ煮付、薯莖味噌汁 漬物
三〇日(土)	若芽味噌汁 漬物	メンタイ煮付 漬物	同右
三一日(日)	同右	大根味噌汁 漬物	トーフ正油汁、 メンタイ煮付、漬物
四月一日(月)	大根味噌汁 漬物	メンタイ煮付 漬物	ホッキ煮付、 馬鈴薯味噌汁
二日(火)	馬鈴薯味噌汁 漬物	天婦羅 漬物	天婦羅、大根切干味噌汁 漬物
三日(水)	大根味噌汁 漬物	天婦羅 福神漬	メンタイ煮付、 薯莖味噌汁、漬物

魚や天婦羅がたまに出るほかは、味噌汁や漬物で米飯をかき込むとい
う食事内容だったことが分かる。炭鉱での重労働を考えれば貧弱としか
いようなないこうした食事内容は当然能率にも悪影響を及ぼしたと考
えられる。寮での食事がこうしたものになってしまった理由はいろいろ
考えられるが、炊事人による食糧の着服がその一因だったことが、一九
四一年七月二日付「親和寮炊事人取扱ニ関スル件」⁽⁸⁹⁾よりうかがわれる。
そこでは次のように述べられている。

一九四〇年

七月三十一日(木)

玉菜味噌汁
漬物
切島賊佃煮
漬物
茄子玉菜味噌汁
漬物

八月一日(木)

若芽味噌汁
漬物
新巻、福神漬
漬物
胡瓜味噌汁
漬物

二日(金)

同右
新巻
漬物
鯖煮付、玉菜味噌汁
漬物

三日(土)

同右
海老佃煮
胡瓜漬物
玉菜味噌汁
胡瓜漬物

四日(日)

玉菜味噌汁
胡瓜漬物
新巻
福神漬
鰯煮付、玉菜味噌汁
胡瓜漬物

五日(月)

同右
若芽味噌汁
大根漬物
豆腐味噌汁
胡瓜漬物

六日(火)

玉葱味噌汁
漬物
海老佃煮
漬物
鰯煮付、玉菜味噌汁
漬物

「親和寮炊事人ハ從來請負人A(半島人)ヲシテ請負ハシメ使用人(男三人女三人全部半島人)ハ請負人ニ於テ使用セシメ居タルモ今般Aニ不都合ノ行為アリタルヲ以テ請負ヲ解除シ之ガ代リトシテ爾今炊事人及使用人ハ会社直轄トシ且内地人ヲ使用シ之ガ取扱ニツキテハ左記ニ依ルコト、致度(後略)」

請負人Aがおそらく食糧を着服していたことが判明し、そうした事態を防ぐため会社側は炊事人を会社直轄にするという措置を取ったのである。この措置により以後食糧の不正な着服が防止されたかどうかは分からない。

朝鮮人労働者を炭鉱に定着させるためさまざまな慰安娯楽施設が設け

られたことが、「半島人労働者ノ指導訓育調査」で強調されている。しかし、「移住朝鮮人労働者ニ関スル調査概要」では慰安娯楽施設に関する何らの言及もみられず、それらがどの程度のものであったか知ることができない。ただ前者の中で、「最近半島人専用ノ料亭ガ郊外ニ開カレタルタメ切符制度ヲ以テ之ヲ利用セシメツ、アリ」と、性問題へのいち早い対策が強調されているのは注目を要する。

(3) 朝鮮人労働者に対する会社側の評価

労働力不足を補うべく大量に雇い入れられた朝鮮人労働者に対する会社側の評価はきわめて厳しいものであった。「移住朝鮮人労働者ニ関スル調査概要」では、自らが行った前述の訓練については、それが大きな成果をあげたと次のように自賛されている。

「訓練成績

一、誓詞ハ全員暗記シ行事度毎ニ之ヲ斉唱セシメ皇国臣タルコトヲ誇トシ得意然ト朗唱ス

二、国歌ハ奉唱セザルモノ一名モナク得意然トシテ奉唱スルモ濁音ノ出来ザルタメカ調子合ハズ殊ニ内地人ト共ニ奉唱スル場合甚シクリズムヲ異ニス、行進曲ハ自由ニ覚へ中ニハ堪能ナルモノモアリ

三、概シテ崇敬ノ念強ク皇室、神仏ニ対シテハ礼儀正シク礼拝ヲ忘レズ、尚ホ長上ニ対スル礼儀ハ坑内外共寧ロ内地人礦員ヨリモ親シミアツテ敬意ヲ忘レズ敬礼ヲヨクス、時局ニ対スル認識モ稍々自覚シ来レリ、一般的ニ漸次内地人ノ様ニ通ズルニ連レテ明朗トナル傾向ニアリ

四、当初ハ内地語ヲ解スル者良好ノ如ク思ハレタルモ漸次慣ルルニ及

ビテ国語ニ通ゼザル者ニ成績優秀ナル者多シ

五、国民性ノ相異ヨリ日本精神ノ表現ハ未ダ認めザル処ハ止ムヲ得ザルモ従順ナル点ト一度信用スレバヨク命ニ従ヒ特ニ奉仕作業ニ於テハ卒先従事スル者多クナリ之ハ誠ニ頼モシク思ハル

六、規律訓練ハ最モ之ヲ嚴ニシ其ノ都度係員ヨリ之ヲ注意セシメタル結果長上ニ対スル礼儀、着装、時間励行ハヨク嚴守スルニ至レリ

七、当初ハ賃金又ハ作業場ノ不満アリシモ漸次不満モ立消工清潔作業及奉仕作業モ義務的ニ励行セシメタルヲ以テ日々ノ行事ト心得、比較的清潔ニ行フ習慣性ヲ養成セリ

八、一般ニ清潔ヲ好ム反面掃除ヲ嫌フ風アルモ室内掃除、整理、整頓、器物ノ洗滌、衣類ノ洗濯等ハ嚴格ニ励行セシメタル結果概ネ良好ナル成績ヲ示セリ

九、被服ノ洗濯、入浴ハ概シテ行届キ居ルモノト認ム

十、過食モ再三注意ノ結果当初一日ニ一升宛食セシガ漸次減少セシメテ目下平均一日七合七勺強ニ減ジタリ

十一、睡眠時間ヲ嚴守セシメタル結果静肅ニ寝ル習慣トナリタリ

十二、火氣ノ取扱ハ当初不始末ニテ係員ニ於テ積極的ニ嚴重ニ取締リヲナセル結果取扱ヒ、後始末ニ留意スルニ至レリ

十三、一般ニ貯蓄心強ク無駄遣ヒヲ戒メンタメ送金貯蓄額等ヲ調査シ其等ヲ差引キ十円以上ノ小遣ヒハ持參セシメザル様規定トナセシニ何等不平モナク反ツテ喜ビ居ル状況ナリ

十四、配給所通帳使用金額ハ各自金十円迄トシ高価ナルモノニテ必要品ト認メタルトキハ寮長ニテ取纏メ購入ノ斡旋ヲナスコト、セルモ満

足シテ之ニ従ヒ成績良好ナリ

十五、内地人トノ間ノ喧嘩口論モ時々アリタルモ互ニ笑ツテ別レル程度ノモノ多ク此ノ点内地人ノ理解ト相俟ツテ半島人ノ覚悟宜シキモノト認ム、同僚ニ於テモ同様ナリ

十六、一般ニ動作モ漸次敏活トナリタリ

ここでは、訓練に込めた狙いをほぼ実現することができたと会社側が考えていたようにみえる。しかし、会社内部での検討の結果を踏まえて作成された、「秘」の印があり昭和十五年五月七日と書き込みされた「労務管理上半島人移入員数限度ニ関スル考察」なる文書では、右とは全く異なつたきわめて厳しい認識が示されていた。その全文を左に掲げることとする。

一、根本問題

(イ) 情誼ヲ解セズ

大乘の見地ヨリスレバ内鮮融和ノ精神ニ則リ之ヲ抱擁スルノ寛容ナルベカラズ然レドモ既ニ移入シタル半島人管理ノ経験(七ヶ月間)ニ徴スレバ情誼ヲ解セズ、温容ヲ以テ接スレバ却ツテ組シ易シト見テ増長シ事ヲ構ヘテ徒ラニ紛争ヲ惹起セントスル傾向アリ

(ロ) 智能程度ノ劣悪ニシテ向上心ヲ欠ク

皇国民タルノ意ヲ解セズ智能程度極端ニ低劣ナル為之ガ訓育ハ容易ナラズ従ツテ技能的ニモ素養ヲ有セザル彼等ヲシテ速急ニ所期ノ成果ヲ挙ゲシメンコトハ到底望ミ難シ

右ノ事由ヲ以テスルトキハ之ガ訓育ニハ自ら其ノ対策ヲ更メテ考究セザルベカラズ(即チ書き込み)

(1) 内鮮融和ノ大乘的見地ヲ失ハズシテ之ガ訓練ニハ或ル程度ノ強

化策ヲ以テ望ムコト

(2) 智能程度ノ劣悪ナル為之ガ教育ニハ相当長期ノ時間ヲ与ヘラレ
タキ事

而シテ前記ノ対策ヲ実施スレニハ

(1) 官民協力シテ其ノ陣容ノ拡大強化ヲ必要トシ

(2) 然カモ彼等ノ教育ハ社会的教育ノ必需性ヨリシテ在住半島人ノ
数ニ比シ内地人ノ絶対多数ナルコトヲ要スベシ

二、住友歌志内礦業部ノ実情ニ徴シテノ対策

昭和十四年十月第一次半島人移入ニ先立チ当部ニ於テハ内鮮融和国
策産業ノ協力者ヲ迎フルノ意図ヲ以テ豫メ在住内地人ノ自重ヲ促シ
何事モ時局下ノ国策ニ副フ所以ヲ以テ移入半島人ニ対シ寛容ノ態度
ヲ持スルト共ニ特ニ紛争事件ノ導火線トナルガ如キ言行ヲ嚴ニ慎ミ
飽クマデ彼等ヲ庇護シ指導者ノ立場ヲ堅持スベキ旨訓戒シ、事実從
業員並ニ家族ト共ニ之ガ実行ニ協力セリ

然ルニ前記根本問題ニモ禍ヒセラレテ其ノ後類々トシテ内地人対半
島人ノ小競り合ヒ或ヒハ殴打事件ヲ惹起シ甚ダシキハ内地人一名ヲ
拉致シテ袋敲キニスルノ椿事ヲ起シタルタメ今迄隱忍自重シツツア
リタル内地従業員ヲシテ極度ニ憤慨セシメ其ノ家族並ニ一般住民ヲ
シテ不安ナラシメ治安維持上危惧ノ念ヲ抱クニ至レリ

彼等ハ渡航後既ニ数ヶ月ヲ経テ四囲ノ状況ニ通ズルニ從ヒ既ニ国語
ヲ解スルニモ不拘常ニ紛争事件ノ際ハ国語ヲ解セズトノ口実ノモト
ニ附和雷同シ多数ヲ頼ンデ事件ヲ有耶無耶ニ葬リ去ラントスル常套
手段ニ出ヅルヲ常トシ之ガ矯正ハ強力ナル国権ヲ以テスルカ將又内
地人多数ノ秩序維持ニヨル外其ノ方途ナシト信ズ、即チ当部勞務管

理上ヨリ考察スルニ

第一ニ半島人ノ管理ハ從來ノ内地同化ヲ第一義トスル方針ヲ改メ相
当長期間(少クトモ一ケ年間) 嚴格ナル軍隊式訓練ヲナシ彼等ガ真
ニ服従スルノ真意ヲ確メテ後、所謂恩威並行ノ方針ニ依リ内地同化
ヲ企図スベキモノトス

第二ニ炭礦秩序維持ニ基ク彼等ノ社会教育ニハ内地人ニ対スル半島
人三割ノ比率ハ最高限ニシテ若シ此ノ限度ヲ超エテ半島人移入ヲ多
クスルトキハ忽チ均衡ヲ破リ前述ノ事例ニ徴シ内地人ノ逃避ヲ続発
シ遂ニ秩序維持ヲ困難ナラシムル虞アリ

要之在礦内地人ノ増加ニ伴ツテ半島人ヲ漸進的ニ移入シツツ之ヲ教育
スルニ非ザレバ所期ノ増産計画モ遂ニ画餅ニ歸スベシ」

日本による植民地支配の結果としての朝鮮の教育水準の低さ、そして
無教育者を選好した自らの募集政策を棚に上げて朝鮮人労働者の「智能
程度」の低さを非難し、文化の異なる彼らを「情誼ヲ解セズ」と罵倒す
るなど、右の文書には抜き難い民族差別感情が見え隠れしている。それ
にしても、異文化の労働者を大量に導入した会社側が、現場で起こるさ
まざまな摩擦や混乱²⁾にいかん苦慮していたかを右の文書は示している。
そして、それへの会社側の対策として結論づけられたのが、軍隊式訓練
とその人数の全体の三割への制限だったのである。

朝鮮人労働者の人数を制限するという方針は、一九四〇年度の募集に
現実化された。同年七月二三日付の北海道庁長官宛の次の文書がそれを
示している。

「朝鮮人労働者移入数ニ就テハ技術上並ニ作業現場ノ条件及勞務管理上
等ヨリミテ其ノ数ニ一定限度ヲ必要トスルモノニシテ当礦業部ニ於テ

ハ大体内地人対朝鮮人比率ハ三割ヲ限度トスルモノナリ

而シテ現在在籍内地人並ニ朝鮮人労働者数ハ左記ノ通りニシテ本年度ニ於テハ今回募集願出三百人ヲ以テ最高限度トスルヲ以テ七月八日附岩職第七九号ニ依リ岩見澤職業紹介所長ヨリ七百五十名ノ割当ヲ受ケタルモ三百名ヲ願出タル次第ナリ(後略)⁽²¹⁾

すなわち、歌志内礦業部は、許可された募集割当を人数制限の立場より返上したのである。

(4) その後の会社側の対応

朝鮮人労働者数を全体の三割に制限するという右の方針にもかかわらず、その後、労働力不足の激化に伴い朝鮮人労働者数は増加の一途をたどった。一九四三年六月末には、同礦業部の朝鮮人労働者は一四二三名にのぼっていた。⁽²²⁾ こうした朝鮮人労働者の増加に伴っていくつかの問題が生じた。一九四二年九月二十九日付「親和寮食堂拡張並竈増設ノ件」⁽²³⁾は、受入態勢が人員の増加に追い付かず、さまざまな苦痛を朝鮮人労働者に与えていたことを予想させるものである。

「一、食堂拡張 食堂一回ノ使用人員ハ約一〇〇名ニシテ現在一番方約一四〇名ニ番方一二〇名ニテ食事時ハ交代制ヲ採リツ、アルモ一番方ハ午前四時三十分食事開始ノ為メ就寝時間等考慮スル時交代制ノ食事開始モ非常ナ困難ト不自由ヲ感ジツ、アル現況ナル処十月以降本年末迄ニ於テ約二〇〇名ノ寮收容人員増加ノ予定ニ付現在ノ食堂ニテハ狭溢ナルヲ以テ別紙畧図面ノ通り現在玄関ノ部分ニ板張一間半ヲ拡張シ左記予算ニ依リ内部的改造致度

記

一金壹百参拾四円〇参銭也

(後略)⁽²⁴⁾

この文書によれば、寮の施設が手狭になり食事すら満足にできない現実が存在したのであった。

朝鮮人労働者の増加は、同時に、雇用基準に満たない炭鉱労働不適格者の流入をも引き起こしたようである。一九四二年の文書綴⁽²⁵⁾には、次のような文書が多数収められている。

「 本籍 全羅南道長城郡東化面月山里

A 当二十二年

右ハ昭和十七年十一月四日着山ニ係ルモノナル所別紙事由書記載ノ通り理由ニ依リ本籍地送還致度之レニ要スル旅費実費左記ノ通り支給相成度

記

一金六拾円四拾銭也

内譯別紙ノ通り(略)

一、送還予定月日及方法

本件御高裁後警察手續ヲ為シ可成的速ニ出発致サシメタク出来得ベクンバ募集其ノ他係員半島出張等ノ機会ヲ得テ送還セシムル予定

二、送還出発日マデ坑外ニ於テ輕業ニ従事セシム

送還事由書

本籍 (略)

氏名 (略)

右者昭和十七年十一月四日着山ニ係ルモノナルガ身体検査ノ結果別

紙診断書ノ通り疾患アリテ労働ニ堪ヘザルモノト診定セラレ重労働ノ炭礦労務者トシテ不適當ト認めラル、モノナリ」⁽²⁶⁾

官斡旋方式へ移行するなど募集が強制制度を増すにつれ、炭鉱労働者不資格者の移入が増大したこと、そうした者に対して雇用基準を守る努力が一九四二年段階では一応行われていたことを右の文書よりうかがい知ることが出来る。

朝鮮人労働者への依存が増大する中で、二年間の雇用契約期間満了後も再契約により彼らを使用し続けようとする努力が払われた。左は再契約のために会社より支給された特別給与金の額を示している。

契約延長者中一時帰鮮をする者の金額が少なくなっているのは、帰鮮旅費が彼らに支給されたからであろう。⁽²⁸⁾ こうした給与にもかかわらず再契約の動向は芳しいもの

特 別 給 与 金 一 覧 表

6ヶ月延長者	47名	62円	×47=	2,914円00	
	婦鮮スルモノ	1名	37円50	×1=	37円50 (班長)
1ヶ年延長者	27名	25円	×27=	675円00	
	婦鮮セヌモノ	20名	102円	×20=	2,040円00
	婦鮮スルモノ	1名	153円	×1=	153円00 (班長五割増)
2ヶ年延長者	2名	55円	×2=	110円00	
	婦鮮セヌモノ	2名	132円	×2=	264円00
	婦鮮スルモノ	3名	198円	×3=	594円00 (班長五割増)
					¥6,787円50 ⁽²⁷⁾

ではなかった。一九四二年一月、一月に契約期間満了を迎えた上歌志内炭礦の朝鮮人労働者六三名中、再契約に応じた者は三二名に止まっていた。⁽²⁹⁾ しかも、「本件(一時帰鮮)ニ関シテハ帰鮮渡航共ニ引率者ヲ附スル様警察指示アルノミナラズ途中逃走防止並ニ所定期間内ニ帰山セシムル為メ引率者ヲ附スルノ要アリト被認候」⁽³⁰⁾とされるように、一時帰鮮を利用して逃走する者が少なかったのである。

注

(1) 同礦業部は、上歌志内炭礦、歌志内炭礦、新歌志内炭礦を傘下に擁していた。それぞれの炭鉱の労働者数は、一九三八年六月末現在、八一七名、七一九名、四五〇名であった(北海道立労働科学研究所『北海道炭礦統計資料集成、労働篇』、一九五〇年、九頁)。本稿で使用する資料は、道立図書館が所蔵している「住友礦業歌志内礦業所関係資料」一八冊中の「半島礦員」関係文書類である。あらかじめそれらの名称を示しておく。

(11) 労務『半島礦員文書綴』(一九四〇年度)

(12) 『半島礦員関係許可申請外』(同右)

(13) 『半島礦員募集関係』(同右)

(14) 新歌志内礦『半島礦員就業日報』(同右)

(15) 上歌志内礦『半島関係稟議及検認』(一九四二年度)

なお、冒頭の番号は道立図書館の整理番号であり、以下資料はこの番号により示すことにする。

(2) 「朝鮮人労働者募集費附替ノ件」(〔12〕所収)

(3) 「〔11〕所収

(4) 「〔11〕所収

- (5) 歌志内礦業部名入りの用紙に書かれている。(11) 所収。
- (6) (11) 及び(12) 所収。以下特に記さない限り前者による。
- (7) 「三月九日石炭鉱業会打合せ事項」(11) 所収)
- (8) なお、「半島人労働者ノ指導訓育調査」では、平均一ヶ月実収入が八四円二九銭と高めに記載されている。
- (9) 彼らの職種については、「主トシテ掘進、採炭、運搬(充填研)ニ使役ス」とされている(「第一回労務連絡打合せ記録」(12) 所収)。
- (10) 「半島人労働者ノ指導訓育調査」では、貯金は月額最高八、九円、最低五円、送金は同最高八〇円、最低三円とされている。
- (11) 一九四二年一月九日付「上歌親和寮構内外燈増設ノ件」(15) 所収)
- (12) 「労務管理上半島人移入人員数限度ニ関スル考察」(12) 所収) 付表
- (13) 前掲「第一回労務連絡打合せ記録」
- (14) (11) 所収
- (15) 「第二次雇傭半島人訓練指導案」(11) 所収)
- (16) (12) 所収
- (17) 一九四二年七月二日付「上歌巡查半島礦員連戻ニ関スル旅費支給ノ件」(15) 所収)
- (18) 前掲「第一回労務連絡打合せ記録」
- (19) (15) 所収
- (20) (11) 所収
- (21) (13) には、一九四〇年八月に起こった朝鮮人労働者によるストライキについての文書も入っている。
- (22) (12) 所収
- (23) 前掲『北海道炭坑礦資料集成Ⅱ、労働篇』一頁

- (24) (15)
- (25) (15) のこと。
- (26) 一九四二年一月二六日付「『上歌』身体検査不合格半島礦員本籍地送還ニ関スル件」
- (27) 一九四二年二月「契約期間延長半島礦員ニ対スル特別給与金支給方ノ件」(15) 所収)
- (28) 一九四二年八月二八日付「契約期間満了半島礦員ニ対スル帰郷旅費支給ニ関スル件」(15) 所収) によれば、帰郷者二五名に対して総額一〇二八円、一人平均四二円十二銭が支給された。
- (29) 「11月契約期間満了者定着状況調」(15) 所収)
- (30) 一九四一年一月二日付「上歌契約更新半島礦員一時帰郷ノ件」(15) 所収)
- 付記、本稿は、平成二年度文部省科学研究費奨励研究(A)による成果の一部である。